

独立行政法人大学入試センター旅費細則

〔平成13年4月1日〕
細則第4号

- 改正 平成16年3月25日細則第2号
- 改正 平成16年10月29日細則第3号
- 改正 平成18年4月1日細則第4号
- 改正 平成20年3月28日細則第4号
- 改正 平成20年4月28日細則第5号
- 改正 平成22年5月21日細則第1号
- 改正 平成24年3月30日細則第1号
- 改正 平成28年3月30日細則第2号
- 改正 平成31年4月30日細則第6号
- 改正 令和2年3月31日細則第10号
- 改正 令和3年3月31日細則第2号
- 改正 令和3年5月31日細則第1号
- 改正 令和4年3月31日細則第4号

独立行政法人大学入試センター旅費細則

目次

- 第1章 総則（第1条－第14条）
 - 第2章 内国旅費（第15条－第23条）
 - 第3章 外国旅費（第24条－第33条）
 - 第4章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（一般職俸給表に相当する職務の級）

第1条 独立行政法人大学入試センター旅費規則（平成13年規則第60号。以下「旅費規則」という。）

第3条第2項に規定する「これに相当する職務」を定める場合には、独立行政法人大学入試センター職員給与規則（平成13年規則第38号。以下「職員給与規則」という。）第5条に規定する教育職俸給表の適用を受ける者の一般職俸給表に相当する職務の級は、表1のとおりとする。

〔表1〕

右欄の級に相当する職務の級等 教育職俸給表	一般職俸給 表による級	右欄の級に相当する職務の級 教育職俸給表	一般職俸給 表による級
4級5号俸以上	9級	2級5号俸から16号俸まで	4級
4級4号俸以下	8級	2級4号俸以下	3級

3級29号俸以上		1級25号俸以上	
3級9号俸から28号俸まで	7級	1級9号俸から24号俸まで	2級
2級25号俸以上	6級	1級8号俸以下	1級
3級8号俸以下 2級17号俸から24号俸まで	5級		

(役職員以外の者の職務の級)

第2条 役職員以外の者のうち、その者が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第6条第1項第1号イの行政職俸給表(一)(以下「行政職俸給表(一)」という。)及び同項第10号の指定職俸給表(以下「指定職俸給表」という。)の適用を受ける者並びに文部科学省所管旅費規則(平成13年文部科学省訓令第27号)第5条第1項第1号、第2号及び第6条第1項第1号(二)で行政職俸給表(一)の職務に相当する級を定められた者である場合の職員給与規則第5条に規定する一般職俸給表及び指定職俸給表に相当する職務の級は、表2のとおりとする。

[表2]

右欄の級に相当する職務の級	一般職俸給表及び指定職俸給表による級	右欄の級に相当する職務の級	一般職俸給表及び指定職俸給表による級
国家公務員(行政職俸給表(一)及び指定職俸給表)		国家公務員(行政職俸給表(一)及び指定職俸給表)	
指定職	指定職	5級	5級
10級	10級	4級	4級
9級	9級	3級	3級
8級	8級	2級	2級
7級	7級	1級	1級
6級	6級		

2 前項の規定にかかわらず、センターの委員会の委員については、表3のとおりとする。

[表3]

委員会名	一般職俸給表及び指定職俸給表による級
運営審議会	指定職
試験問題評価・分析委員会及び高等学校等関係者連絡協議会	4級
その他の委員会	7級

3 特別の事由により前2号によりがたい場合は、用務の内容、学識経験、社会的地位及び役職員との権衡等を勘案して、旅行命令者及び旅行依頼者(以下「旅行命令権者」という。)がその都度職員給与規則第5条に規定する一般職俸給表及び指定職俸給表に相当する職務の級を決定するものとする。

(旅行命令の取り消し等に係る旅費)

第3条 旅費規則第4条第5項の規定により支給することができる旅費の額は、次の各号に規定す

る額とする。

- 一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続きを行ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について旅費規則により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- 二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について旅費規則により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
- 三 外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について旅費規則により支給を受けることができた額の範囲内の額
- 四 旅費の返納のために支払った手数料の額
(旅費喪失の場合における旅費)

第4条 旅費規則第4条第6項の規定により支給することができる旅費の額は、次の各号に規定する額とする。ただし、その額は、現に喪失した旅費の額を超えることができない。

- 一 現に所持していた旅費の額(乗車券、宿泊券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。))を含む。以下本条で同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため旅費規則により支給することができる額
- 二 現に所持していた旅費の額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費の額(切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額)を差し引いた額
(旅行命令又は旅行依頼)

第5条 旅行命令権者は、旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を発し、又は変更した場合には、できるだけ速やかに当該旅行命令(依頼)簿を出納役又は資金前渡主任に提示しなければならない。

- 2 旅費規則第6条第1項に規定する旅行命令(依頼)簿の様式は、第1号様式(甲)及び(乙)とする。
(旅行命令等の変更の手続き)

第6条 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、原則として発令日の翌日までに旅行命令(依頼)簿に記載しなければならない。

- 2 旅行命令権者は、旅行命令等を取り消し、又は変更をした場合には、その旨を旅行命令(依頼)簿に朱書し、当該旅行者に提示しなければならない。ただし、提示ができない場合には、通知をもってかえることができる。
(旅行命令等の変更の申請)

第7条 旅行者が、旅費規則第7条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(路程の計算)

第8条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、出発箇所又は目的箇所の最寄りの鉄道駅、バス停留所、乗船場、若しくは飛行場の間の路程により行うものとする。

- 2 前項の路程は、鉄道運送事業者(鉄道事業法(昭和61年法律第92号))に定める鉄道運送事業を営む者をいう。以下同じ。)が定める路程、一般乗合旅客自動車運送事業者(道路運送法(昭和26年法律183号))に定める一般旅客自動車運送事業を営む者をいう。)が定める路程、一般旅客定

期航路事業者（海上運送法（昭和24年法律187号）に定める一般旅客航路事業を営む者をいう。）が定める路程によるものとする。

- 3 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前2項の規定の趣旨に準じて行うものとする。
（職務の変更等があった場合の調整）

第9条 職員の職務又は職務の級が遡って変更されたときに、当該職員が既に行った旅行について旅費の増減を行うことが適当でないと認められる場合には、その変更に伴う旅費額の増減は行わないものとする。
（旅費の計算書等）

第10条 旅費規則第16条第1項に規定する旅費計算書の様式は、次の各号のとおりとする。

- 一 内国旅行の出張 第2号様式
- 二 外国旅行の出張、赴任旅費、扶養親族移転料 第3号様式
- 三 旅費規則第31条に規定する遺族に対する旅費又は同規則第41条に規定する死亡手当 第4号様式
- 四 旅費規則第4条第5項の規定による旅行命令の取り消し等にかかる旅費 第5号様式
- 五 旅費規則第4条第6項に規定する旅行中における喪失旅費額に相当する旅費額 第6号様式
- 六 仮払いで支払った旅費を精算する場合であって、仮払いの額と精算額が同一金額である場合 第7号様式

- 2 旅費規則第16条第2項に規定する旅費計算書に添付すべき書類は、別表に掲げる書類とする。
（返納金の告知書）

第11条 旅費規則第16条第3項に規定する精算の結果、旅費を返納させるときは、第8号様式の返納告知書により納付させるものとする。
（旅費の支給の特例）

第12条 旅費規則第4条第7項に規定する問題作成部会の委員に対する旅費（同委員会の開催に係る旅費に限る。）は、原則として3回に分割（分割する区分は同委員会の開催状況等により調整する。）し、仮払いをするものとする。
（旅費の精算の特例）

第13条 前条により仮払いをした旅費の精算は、各回のそれぞれの旅行終了後に当該旅行の旅費の額を確定しておき、各回分をまとめて精算するものとする。
（過払い金の返納等の特例）

第14条 前条の精算により返納金又は追給金が生じたときは、次回に支給する旅費により調整するものとする。ただし、次回の支給がない委員については、旅費規則第17条により取扱うものとする。

- 2 前項ただし書きで規定した旅費規則第17条による返納金の納付を銀行振込により行った場合には、第3条第4号の規定により、返納金の額から当該振込に係る手数料の額を差し引いた額を振込むことができるものとする。

第2章 内国旅費

（鉄道賃）

第15条 センターの鉄道の最寄り駅は、鉄道による路程が50キロメートル以上の場合にはJR渋谷駅とし、50キロメートル未満の場合は京王井の頭線駒場東大前駅とする。

- 2 急行料金は、一の急行券の有効区間ごとに計算するものとする。この場合において、普通急行

列車を運行する線路による旅行で普通急行列車の客車の全席が座席指定となっている場合には、普通急行料金と座席指定料金の合計額を急行料金として支給するものとする。

3 特別車両料金の額は、次の各号によるものとする。

一 旅費規則第18条第1項第1号の規定により急行料金を支給する区間については、急行列車に係る特別車両料金

二 一の旅行区間に急行列車と普通列車とが直通して運転する列車を運行する線路がある場合でその線路を利用する区間の一部に対して急行料金を支給する場合、その線路を利用する区間については、急行料金を支給する当該一部区間の路程に応じた急行列車に係る特別車両料金

三 前二号を除く区間については、普通列車に係る特別車両料金

4 座席指定料金は、一の座席指定席券の有効区間ごとに計算するものとする。

5 旅費規則第18条第3項に規定する「旅行命令権者が特に必要と認めた場合」とは、次の各号の場合とする。

一 緊急用務のため、旅費規則第18条第1項第1号の基準に満たないが、急行料金を必要とする列車に乗らなければその用務が達成できない場合

二 前項の列車に座席指定券が必要な場合

(職位の特例者)

第16条 旅費規則第18条第2項に規定する「旅行命令権者が特に必要と認めた者」とは、次の各号の者とする。

一 役員又は指定職の職務にある者に随行を命ぜられた者

二 役員又は指定職の職務の代理として業務を行う者

三 用務の内容、学識経験、社会的地位等を勘案して、役員又は指定職の職務にある者と同等と認める者

2 前項の規定は、外国旅費を支給する場合にも適用するものとする。

(特別船室料金)

第17条 特別船室料金の額は、特別船室料金を徴する船室で指定席と自由席があるものを運行する航路による旅行をする場合には、指定席に係る特別船室料金とするものとする。

(航空賃)

第18条 航空賃については、当該旅行における業務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、旅行命令権者が航空機を利用する事が最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認める場合に支給することができる。なお、センターを起点とした場合、北海道、青森県、山陰、山口県、四国及び九州への旅行は、航空機の利用が最も経済的な通常の経路及び方法とするものとする。

2 旅行命令権者は、前項に規定する以外に、次の各号のいずれかに該当する場合に航空賃を支給することができる。

一 役員、指定職の職務にある者又はこれらの者と同等と認められた者が旅行する場合

二 前号に該当する者以外の者が、緊急かつ重要な会議若しくは打合わせに出席する場合又は前号に該当する者に随行する等のため航空機を利用して旅行しなければ業務上支障をきたす場合

三 天災その他やむを得ない事情により航空機を利用することが適当であると認められる場合

3 問題作成分科会の委員に支給する航空賃は、別に定める料金により定額で支給することができるものとする。

(日当等の調整)

第19条 旅行者が旅行中の傷病により旅行先の医療施設等で療養したため、正規の旅費のうち所定の日当及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

2 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用する場合その他正規の旅費に満たない額で旅行することができる場合には、当該旅行の実状に応じ、正規の旅費のうち鉄道賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料又は食卓料の全額又は一部を支給しないものとする。

(移転料の調整)

第20条 赴任に伴う現実の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たない場合は、現実の路程に応じた旅費規則別表第2の移転料定額によるものとする。

(着後手当の調整)

第21条 着後手当(扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。)を支給する場合(内国旅費に限る。)において、次の各号に掲げる理由により正規の着後手当を支給することが適当でないときは、当該各号に掲げる基準による着後手当を支給するものとする。

一 旅行者が新勤務地に到着後直ちに職員のための国設宿舍又は自宅に入る場合には、旅費規則別表第1の日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額

二 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合には、旅費規則別表第1の日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額

三 赴任に伴う路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合には、旅費規則別表第1の日当定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額

(扶養親族移転料の調整)

第22条 旅費規則第27条第1項及び第2項に規定する扶養親族移転料のうち、6歳未満の者に対する航空賃の額については、その移転の際における職員相当の航空賃の額の2分の1に相当する額によることができるものとする。

2 旅費規則第27条第1項及び第2項に規定する扶養親族移転料の鉄道賃又は船賃のうち、6歳未満の者を3人以上随伴する場合における2人を超える者ごと及び12歳未満6歳以上の者に支給する特別車両料金又は特別船室料金の額については、その移転の際における職員相当の特別車両料金又は特別船室料金の額によることができるものとする。

(勤務地内旅行の旅費)

第23条 勤務地内の旅行で行程が8キロメートル未満かつ5時間未満であっても、現に支払った鉄道賃及び車賃がある場合には、当該鉄道賃等を支給することができる。

第3章 外国旅費

(外国旅行の旅行命令等)

第24条 旅行命令権者は、外国旅行の旅行命令等を発しようとするときは、予め外務省により退避勧告、家族等退避勧告又は渡航延期勧告の発せられた国又は地域でないことを確認した上で、旅行命令等を発するものとする。

2 旅行地が外務省による観光旅行延期勧告又は注意喚起の発せられた国又は地域であるときは、旅行命令権者は業務上やむを得ないと認められる場合に限り、旅行命令等を発するものとする。

(外国貨幣の換算)

第25条 交通費(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。)及び旅行雑費等で外貨建ての旅費につ

いては、仮払いを行う場合にあっては旅行命令を発した日の銀行外貨公示相場（T T S レート）を、精算を行う場合にあっては支出する日の銀行外貨公示相場（T T S レート）を用いて算出した額を支給するものとする。

（特定航空旅行）

第26条 旅費規則第35条第1項第1号ロに規定する「特定航空旅行」とは、次の各号の場合とするものとする。

一 本邦と次の地域を除いた地域との間の航空旅行

インドネシア、ヴェトナム、カンボディア、北朝鮮、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ハワイ諸島、グアム、ウラジオストク、ハバロフスク及びユジノサハリンスク

二 前号以外の場合において、一の旅行区間における所要航空時間が8時間以上の航空旅行（航空賃の調整）

第27条 旅費規則第35条第1項第1号ハ又は第2号ロに規定する運賃の支給を受ける者が一の旅行区間における所要航空時間が12時間以上の航空旅行をする場合には、直近上位の級の運賃によることができるものとする。

2 旅費規則第35条第1項第1号ハ又は第2号ロの規定する運賃の支給を受ける者が赴任する航空旅行において次の各号に掲げる場合は、当該各号に規定するところによることができるものとする。

一 携帯手荷物が20キログラムを越えるときは、その越える部分について10キログラムを限度として荷物の超過料金（当該超過料金の額の範囲内で別送手荷物として携帯する場合には当該利用料金の額）を加算した額

二 前号の加算額を勘案すれば直近上位の級の運賃によることが経済的と認められる場合には、当該運賃

（宿泊料の調整）

第28条 国際会議等に出席するため役員又は指定職の職務にある者の外国旅行に随行するものが同一の宿泊施設に宿泊しなければ業務上支障を来たす場合、又は国際会議等において外国政府等より宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難な場合には、宿泊料定額を上限として、旅行命令権者が適当と認める額を増額して支給することができるものとする。

（外国旅行移転料の水路加算）

第29条 旅費規則第37条第1項第3号に規定する「旅費細則に定める場合」のうち、水路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる家財の積みおろし又は積み込みに利用する港（以下本条において「利用する港」という。）が、表4の左欄に掲げる地域に属する同表の中欄に掲げる港の場合とし、同項同号に規定する「旅費細則に定める額」は、それぞれ同表右欄に掲げる割合を定額に乗じて得た額とするものとする。

〔表4〕

地 域	港	割 合
北アメリカ諸国の東海岸	モントリオール、トロント、シカゴ、ニュー・ヨーク、ボルチモア、ニュー・オルリンズ及びヒューストン	30/100

北アメリカ諸国の西海岸	ヴァンクーヴァー、シアトル、ポートランド、サン・フランシスコ、ロス・アンジェルス及びホノルル	45/100
メキシコ及び中央アメリカ諸国	アカプルコ、サン・ホセ、ラ・リベルタッド、アマバラ、コリント、プンタレナス及びコロシ	20/100
カリブ海諸国	ハヴァナ、ポール・ト・フランス及びサント・ドミンゴ	45/100
南アメリカ諸国	ラ・ゲイラ、ベレーン、マナオス、レシフェ、リオ・デ・ジャネイロ、サントス、リオ・グランデ、モンテヴィデオ、ブエノス・アイレス、バルパライソ、マタラニ、カリヤオ、ガヤキル、ヴェナベンツラ、アスンシオン及びエンカルナシオン	45/100
西アフリカ諸国	ダカール、モンロヴィア、アビジャン、テマ、ラゴス、ドアラ、リーブルヴィル及びマタディ	20/100

2 前項の場合において、利用する港が2以上ある場合における前項の額は、これらの港における額のうちの、最高額の港の一に対する額とするものとする。

(外国旅行移転料の陸路加算)

第30条 旅費規則第37条第1項第3号に規定する「旅費細則に定める場合」のうち、陸路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる陸路が次の各号に掲げる距離の場合とし、同項同号に規定する「旅費細則に定める額」は、当該各号に規定する額とするものとする。

- 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 定額に100分の15を乗じて得た額
- 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 定額に100分の20を乗じて得た額
- 三 500キロメートル以上1,000キロメートル未満 定額に100分の25を乗じて得た額
- 四 1,000キロメートル以上2,000キロメートル未満 定額に100分の30を乗じて得た額
- 五 2,000キロメートル以上 定額に100分の35を乗じて得た額

(扶養親族移転料の計算の基礎となる旅行区間)

第31条 旅費規則第39条第1項第2号に該当する場合における扶養親族移転料の計算の基礎となる旅行区間は、扶養親族を勤務地に呼び寄せるとき（本邦から勤務地に呼び寄せるときを除く。）はその居住地と勤務地との区間とし、扶養親族を本邦から勤務地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるときは、勤務地とセンターとの区間とするものとする。

(扶養親族移転料)

第32条 旅費規則第39条第1項から第3項に規定する扶養親族移転料のうち、12歳未満の子に対する航空賃の額については、その移転の際における役職員の額の3分の2に相当する額によることができるものとする。

(旅行雑費の調整)

第33条 新東京国際空港、関西国際空港、名古屋空港又は福岡空港から外国旅行する場合は、新東京国際空港公団旅客サービス施設供用規程第4条及び関西国際空港株式会社旅客サービス施設供用規程第4条の規定に基づいて支払う旅客サービス施設使用料に相当する額並びに名古屋空港及び福岡空港において支払う同様の旅客サービス施設使用料に相当する額を支給することができる

ものとし、当該支給額は、旅費規則第40条に規定する旅行雑費として取扱うものとする。なお、海外の空港における同様の使用料を支払う場合にも同じ扱いとするものとする。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第34条 センターの経費以外の経費から旅費が支給される場合には、正規の旅費（旅費規則第46条の規則による調整を行う以前の旅費をいう。以下同じ。）のうちセンターの経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費を支給しないものとする。

2 役職員に対する近距離の出張の旅費については、次の各号によるものとする。

一 近距離の出張の旅費の支給は、6日以上研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行に限り支給するものとする。その他の場合は、原則としてセンター所有の料金カードにより支給し、日当は支給しないものとする。

二 近距離の出張の範囲は、京王井の頭線駒場東大前駅から鉄道で100キロメートル内の日帰り旅行とするものとする。

三 公用自動車（タクシー等の雇上げによるものを含む。）を利用する旅行又は公用自動車を運転してする旅行で、前号に規定する範囲内への日帰り旅行については、日当を支給しないものとする。

3 旅費規則第46条第1項の規定に基づき、旅費規則別表第1の日当の定額を支給する旅費において、用務のない移動日及び昼食が提供される日の日当を定額の2分の1の額に調整するものとする。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月28日から施行し、平成20年4月7日から適用する。

附 則

この細則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月30日）

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月31日）

この細則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。